

（公財）酒田市スポーツ協会 競技力向上対策事業助成実施要項

令和４年４月改定

公益財団法人 酒田市スポーツ協会

(公財) 酒田市スポーツ協会 競技力向上対策事業助成実施要項

1 事業目的

全国や世界で活躍する、市民に夢と感動を与える「酒田ゆかりのチーム、選手」の輩出を目指して、各種目別競技団体が主体となり、スポーツの普及（愛好者育成）から選手の育成・強化までの一貫した指導体制を充実させ、本市スポーツ競技水準の向上を図ることを目的とする。

2 概要

当協会加盟競技団体が計画、実施するチーム及び選手育成・強化事業経費を助成する。

3 助成対象事業（詳細は別表参照）

令和 年 4 月 1 日から令和 年 3 月 31 日の間で、以下の事業を実施するものとする。

- (1) 種目育成強化事業
- (2) チーム・選手育成事業
- (3) チーム・選手強化事業
- (4) トップアスリート支援事業

4 実施期間

令和 年 4 月 1 日から令和 年 3 月 31 日まで（長期計画の場合は評価の時期を最長 3 年とするが、3 年を超える場合はその理由を記入する）

5 助成経費（対象内・対象外）

助成対象事業（1）～（4）の経費は以下の表を参考にする。また、助成対象事業（4）の経費については、個別のヒアリングで決定する。

◎対象内経費	
種目育成強化費	スポーツの振興・普及を図り将来の強化目標を目指す。（均等割・人数割）
諸謝金	・指導者謝金、講師謝金 ※上限（市内含む庄内管内）10,000 円、（県内）20,000 円、（東北）30,000 円、（中央）100,000 円（宿泊費、交通費は別途）
旅費（交通費）	・実費 ・原則として公共交通機関を利用すること。 ・やむを得ず自家用車を利用する場合は、車賃は、1 km 当たり 20 円に走行距離を乗じた金額を支給する。なお、自家用車の同乗者には支給しない。
旅費（宿泊費）	・実費 ※上限額 10,000 円
消耗品費	・短期で消耗するもの
印刷製本費	・練習会、合宿開催案内、紙代・コピー代等
通信運搬費	・切手代等

賃借料	・練習会場借上げ料、バス借上げ料（運転手・燃料費込）
保険料	・指導者スポーツ傷害保険料
事務経費	・助成額の10%以内を本事業全体に係る事務局費（事務局人件費等）として認める。
◎対象外経費	
・<u>貴競技団体の運営費に係る経費</u> ・大会に係る経費（交通費・宿泊費） ・選手、関係者等の<u>食糧費及び事業主体及び選手の財産取得になる物品</u> ・個人に帰属するものの費用（選手のスポーツ傷害保険料等） ・<u>他の事業との重複事業経費</u>	

6 申請について

別紙計画書を毎年2月15日までに酒田市スポーツ協会へ提出すること。

7 事業申請から助成額の決定まで

- （1）次年度計画内容について、加盟競技団体には従前の実績額を参照に計画書の提出を通知、併せて必要と認められた場合はヒアリングを行う。（前年8月）

計画書様式第1号、2号、3号（記載例を参照）

- （2）強化専門委員会による各団体事業内容を精査し、常務理事会の承認後に助成限度額（見込み）を競技団体へ内示する。（前年1月末）・・・・・・・・・・ 計画書様式第4号
- （3）内示された助成額をもとに競技団体は本申請を行う。（前年2月）・・・・・・ 本申請書様式第1号
- （4）強化専門委員会による前項（3）の事業申請書内容審査し、常務理事会で助成額を決定して通知する。（4月）
- （5）なお、追加の事業計画が必要と認められる場合は、次の手順とする。
 - ①追加事業計画書の提出時に併せてヒアリングを行う。
 - ②強化専門委員会による事業内容を精査し、常務理事会の承認後に助成限度額（見込み）を競技団体へ内示する。
 - ③内示された助成額をもとに競技団体は本申請を行い、予算の範囲内で助成額を決定する。

8 助成金の支払い

提出された申請書に基づき、前期（5月）、後期（10月）の2回払いを原則とする（現金払い又は、登録口座への振込）

9 報告・精算について

- （1）事業終了後2週間以内、または翌年度の4月10日まで、所定の報告書と共に、①各実施事業の開催要項②参加者名簿または状況写真③各領収書のコピー、各事業の概要・参加者が把握できる資料を添えてスポーツ協会へ提出すること。・・・・・・・・・・ 本申請書様式第3号・4号
- （2）未実施事業や助成対象外がある場合は、助成金を返還すること。

10 事業申請にあたっての条件等

- (1) 本事業においては、「酒田ゆかりのチーム、選手」の輩出を最終目標に位置づけ、そのため主に中学生、高校生段階における活躍を育成目標とし、「普及・育成・強化」と一貫した指導育成体制の構築を加盟競技団体の縦横的な協力体制のもとに目指すとともに、高校卒業後も、希望者がシニア選手等として活動が継続できるよう中・長期的な取組みとなるよう配慮すること。

また、法令遵守の観点からも、実施事業については、一部の関係者だけ運営されることのないように注意し、加盟団体関係者に周知し、受益の機会を公開すること。

- (2) 助成限度額の内示後から事業実績報告書（完了）までの書類は、本申請書様式第1号から本申請書様式第4号までとする。

11 事業計画及び予算について

別紙 （計画書様式1号） のとおり・・・・・・前年8月

12 選手育成・強化事業対象者名簿（計画書申請時は概数で可）

別紙（計画書様式3号）のとおり

本事業においては、「酒田ゆかりのチーム、選手」の輩出を最終目標に位置づけ、そのため主に中学生、高校生段階における活躍を育成目標とし、「普及・育成・強化」と一貫した指導育成体制の構築を加盟競技団体の縦横的な協力体制のもとに目指すとともに、高校卒業後も、希望者がシニア選手等として活動が継続できるよう中・長期的な取組みとなるよう配慮すること。

また、法令遵守の観点からも、実施事業については、一部の関係者だけ運営されることのないように注意し、加盟団体関係者に周知し、受益の機会を公開すること。

細則

この要綱は、令和3年11月25日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年度酒田市スポーツ協会 競技力向上対策事業助成対象事業について (別紙)

申請事業 区分	概要	対象	事業内容例	助成額 (円)	助成対象経費	留意点等
(1) 種 目育成強 化	競技団体の育 成強化等活 を支援する	競技団体所属の 選手（一般から 中学生）	競技団体の育成 強化等実施 (2)・(3) 以外	団体 7,000 登録人員 85	同 左	2 月（本申請時） までに団体の概要 が確認できる資料 等を提出すること
(2) チーム・ 選手育成	競技力の段階 的な成果目標を 設定し、 <u>県内 上位ランクを 目指した</u> 育 成活動に支援 する	競技団体所属の 加盟チーム・選 手（主に中学生 ～高校生）	・合同練習会 ・合同合宿 ・トップコーチ の招聘（技術・ フィジカル・メ ンタル・栄養士 等）	予算枠を勘 案して、過 年度平均強 化費を参照 により上限 額を決定	指導者謝金、 消耗品費、会 場費、通信運 搬費 ※市内での合 宿等の旅費 （交通費宿泊 費）は対象外	・成果目標として 後年度に県内上位 ランク入りを目指 すことを明示する こと。
(3) チーム・ 選手強化	<u>指定チーム・選 手を絞り込 み、東北・全 国トップを目 指した強化活 動に対して支 援する</u>	競技団体で指定 した（選抜）チ ーム・選手（主 に中学生～高校 生）	指定（選抜）チ ーム・選手の定 期的な強化練習 ・強豪チーム招 聘練習会 ・遠征合宿 ・通い合宿 ・トップコーチ の招聘（技術・ フィジカル・メ ンタル・栄養士	同 上	指導者謝金、 消耗品費、会 場費、通信運 搬費、旅費 （交通費・宿 泊費）、トップ コーチ招聘 強豪チーム招 聘経費	・指定チーム・選 手選考基準を明示 すること。 ・後年度に東北・ 全国トップを目指 すことを明示する こと。
(4) トップア スリート 支援	オリ・パラを はじめ、世界 で活躍する選 手輩出を目指 したトップ選 手が行う強化 活動に対して 支援する	日本代表及び代 表候補・強化指 定選手（年代別 含む）	・国内・海外等 遠征合宿 ・コーチ・トレ ーナーの配置・ コンディショニ ングケア	対象選手へ の協議を基 に予算枠を 勘案して決 定	国内・海外等 遠征合宿経 費、コーチ・ トレーナー等 配置経費・コ ンディショニ ングケア・メ ディカルチェ ックなど	・個別協議を実施 ・酒田ゆかりのト ップアスリートで 日本代表（候補） として取組む強化 活動の内、所属団 体や中央競技団 体、また、他の機 関・団体からの支 援が受けられない 活動に対するもの であること